

平成 30 年 6 月 21 日

立憲民主党
代表 枝野幸男 様

特定非営利活動法人ろう教育を考える全国協議会
理事長 長谷川 芳弘

きこえない・きこえにくい子どもに対する教育に手話言語法が必要な理由

このたびは、貴党「手話言語法案、情報・コミュニケーション法案についての団体ヒアリング」にお招きいただきましてありがとうございます。

本会は、学校関係者だけでなく、当事者や保護者、社会で共に生きる手話言語関係者などが集い、きこえない・きこえにくい子どもたちが自分らしく生き生きと学び、生活することができるよう、より良い教育を目指して取り組み行っています。

以下のとおり、手話言語法が必要な理由について述べさせていただきます。

1. きこえない・きこえにくい子どもの共通言語は手話言語です。

ろう学校には、さまざまな子どもたちがいます。補聴器や人工内耳を使いながら音声言語でのコミュニケーションを行い、日本語を第一言語とする子どもがいます。一方、音声言語を解さず手話言語を第一言語として思考し、コミュニケーションをしている子どもがいます。さまざまな子どもたちがいる中で、自然にやりとりができ、共通の言語となりえるのは手話言語です。子どもたちが共に豊かに学び生活をしていくためには、手話言語は不可欠です。

2. ろう学校において手話言語を保障するためには、施策が必要です。

ろう学校において、集団で学習を進めていく、生活をしていく上で手話言語は必要不可欠です。これは生徒だけではなく教職員にも求められることです。しかし、多くの教職員は、手話言語を知らずにろう学校に配置され、その後手話言語を学びますが、手話言語を日常言語のみならず学習言語として主体的で対話的な深い学びにまで持って行くためには、多くの年月を必要とします。今の制度では、せっかく手話言語を身に付けても人事異動のために他の学校に移ってしまい、新たに手話言語を知らない教職員が赴任するという繰り返しになっています。手話言語をろう学校で十分に保障するためには、手話を言語と認めた上で、それを保障する施策が必要になってきます。

3. 言語としての手話を学ぶ機会を作ってください。

日本において、日本語の力を十分に身に付けるけることは、個人においても社会においても必要で重要なことです。国際社会においては、英語などの言語を身に付けることはとても大切なことです。ろう学校では、これらに加えて、きこえない・きこえにくい子どもたちが手話言語を学ぶことにより、言語を豊かにし、思考を深め、コミュニケーションの幅を広げることができます。そのためにも手話を言語として学ぶ機会を保障してください。

4. 多様性の尊重と共生のために手話言語を豊かに発展できるよう制度を整えてください。

これまで述べたように、多様な子どもたちが自分らしく生き生きと学び生活していくため、そして、それらの子どもたちを繋げ、共生していくための言葉として手話言語は大切なものです。教育の場において手話言語があたりまえに使えるように、手話言語法による制度の充実をお願いいたします。

「ろう教育を考える全国協議会」加入団体

- ① 一般財団法人全日本ろうあ連盟
- ② ろう・難聴教育研究会
- ③ 全国聴覚障害教職員協議会
- ④ 一般社団法人全国手話通訳問題
- ⑤ 聴覚障害教育を考える北海道連絡協議会
- ⑥ みやぎのろう教育を考える会
- ⑦ 埼玉の聴覚障害教育を考える会
- ⑧ 東京都のろう教育を考える会
- ⑨ 社会福祉法人富山県聴覚障害者協会
- ⑩ 愛知のろう教育を考える会
- ⑪ 一般社団法人京都府聴覚障害者協会
- ⑫ 公益社団法人大阪聴力障害者協会
- ⑬ 一般社団法人奈良県聴覚障害者協会
- ⑭ 和歌山聴覚障害教育を語る会
- ⑮ 公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会
- ⑯ 福岡県聴覚障害教育を考える会
- ⑰ 熊本県聴覚障害教育を考える会
- ⑱ 宮崎県聴覚障害教育の充実をめざす連絡協議会
- ⑲ 一般社団法人鹿児島県聴覚障害者協会
- ⑳ ろう学校数学教育研究会
- ㉑ ひとつ星・さかど

以上